

改正 2009年3月31日規約第08—86号の1

第1章 総則

（センターの設置）

第1条 本大学に早稲田大学情報生産システム研究センター（以下「センター」という。）を置く。

（目的）

第2条 センターは、学際研究を含む情報生産システムの基礎およびその応用に関する研究を社会との連携を図りつつ行い、もって科学技術の発達と人類の福祉に貢献することを目的とする。

（事業）

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 研究および調査ならびにその成果の発表
- 二 研究会、講演会および講習会等の開催
- 三 研究、調査および試験の受託ならびに指導
- 四 センターの目的達成に必要な事項

第2章 所長および副所長

（所長）

第4条 センターに、所長1人を置く。

2 所長は、大学院情報生産システム研究科長が兼務する。

（所長の職務）

第5条 所長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。

（事業計画および経過報告）

第6条 所長は、毎年度の終わりに、その年度の事業の経過および次年度の事業計画を大学に報告し、その承認を得なければならない。事業計画を変更したときも同様とする。

（所長の嘱任）

第7条 所長は、大学が嘱任する。

（所長の任期）

第8条 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 所長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（兼任の禁止）

第9条 所長は、学術院、学部、大学院研究科、学校または附属機関の長を兼ねることができない。ただし、理工学術院長および理工学術院を構成する他の箇所長についてはこの限りでない。

（副所長）

第10条 センターに、副所長1人を置くことができる。

（副所長の職務）

第11条 副所長は、所長を補佐し、所長が欠けたときまたは所長に事故があるときは、その職務を代行する。

（副所長の嘱任および任期）

第12条 副所長は、本大学の任期の定めのない教授のうちから所長が推薦した者につき、管理委員会の議を経て、大学が嘱任する。

2 副所長の任期は、所長の任期に従う。ただし、再任を妨げない。

第3章 管理委員および管理委員会

（管理委員）

第13条 センターに、管理委員若干人を置く。

（管理委員の嘱任）

第14条 管理委員は、次の区分に従って、大学が嘱任する。

- 一 理工学術院を本属とし、大学院情報生産システム研究科を主に担当する任期の定めのない教授のうちから当該研究科の研究科運営委員会において選出された者 若干人
 - 二 大学院情報生産システム研究科以外を主に担当する任期の定めのない教授のうちから所長が推薦する者 若干人
- 2 所長、副所長およびセンターの事務長は、職務上管理委員とする。
(管理委員の任期)
- 第15条 前条第1号および第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の管理委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(管理委員会およびその権限)
- 第16条 管理委員は、管理委員会を組織し、次の事項を議決する。
- 一 センターの事業計画に関する事項
 - 二 兼任センター員、客員研究員および名誉センター員（以下「兼任センター員等」という。）、任期付教員、助手ならびに嘱託研究員の任免ならびに客員教員、研究員および研究助手の受け入れに関する事項
 - 三 委託研修者の受け入れに関する事項
 - 四 センターの予算および決算に関する事項
 - 五 研究部門の設置および廃止に関する事項
 - 六 センターの事業の点検および評価に関する事項
 - 七 センターの将来計画に関する事項
 - 八 大学または所長から付議された事項
 - 九 その他センターの運営に関する重要事項
- 2 前項第1号、第4号および第7号に掲げる事項は、議決の前にあらかじめ大学と協議しなければならない。
- 3 第1項第2号の議決については、大学院情報生産システム研究科運営委員会の承認を要する。
(管理委員会の運営)
- 第17条 管理委員会は、所長が招集し、その議事を整理する。
- 2 管理委員会は、管理委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、センター員、任期付教員および助手の任免ならびに上級研究員、主任研究員、次席研究員および研究助手の受け入れについて議する場合には、管理委員の3分の2以上の出席を要する。
- 3 前項の定足数の算定にあたっては、外国出張中の者、休職中の者および病気その他の理由により引き続き2か月以上欠勤中の者は管理委員の数に算入しない。
- 4 管理委員会が認めた者は、管理委員会に出席して発言することができる。
- 5 管理委員会の議決は、出席管理委員の過半数による。
- 6 前項の規定にかかわらず、第16条第1項第2号の議決は、センター事務長を除く管理委員の過半数による。
- 7 管理委員会の決議は、大学の承認を経て、その効力を生ずる。
- 第4章 研究部門
(研究部門)
- 第18条 センターは、第3条の事業を有機的かつ効率的に推進するため、研究部門を置くことができる。
(研究部門の組織および運営)
- 第19条 研究部門の組織および運営については、別に定める。
- 第5章 センター員、任期付教員、および客員教員
(兼任センター員)
- 第20条 理工学術院を本属とし、大学院情報生産システム研究科を主に担当する専任教員は、兼任センター員とする。
- 2 前項に規定する者のほか、本学の専任教員を兼任センター員として嘱任することができる。
(兼任センター員の任期)
- 第21条 前条第2項の兼任センター員の任期は、所長の任期に従う。ただし、再任を妨げない。
(客員研究員)

第22条 センターの事業および研究の実施上必要と認められるときは、本大学の教職員でない者を客員研究員として嘱任することができる。

(客員研究員の任期)

第23条 客員研究員の任期は、2年以内とし、その期間はその都度定める。ただし再任を妨げない。

(兼任センター員等の嘱任および解任)

第24条 兼任センター員等の嘱任および解任は、管理委員会の議を経て、大学が行う。

(任期付教員)

第24条の2 センターに理工学術院を本属とする任期付教員を置くことができる。

(研究員)

第24条の3 センターに理工学術院において受け入れた研究員若干人を置くことができる。

(客員教員)

第25条 センターに理工学術院において受け入れた客員教員若干人を置くことができる。

(兼任センター員等の任務)

第26条 兼任センター員等、任期付教員、研究員および客員教員（訪問学者である者を除く。次項において同じ。）は、第3条に規定する事業に従事する。

2 所長は、必要があると認めるときは、兼任センター員等、任期付教員、研究員および客員教員に対し研究等に関する報告を求めることができる。

第6章 削除

第27条 削除

第7章 嘱託研究員および委託研修者

(嘱託研究員)

第28条 事業計画の実施上必要があるときは、臨時に嘱託研究員を置き、研究、調査等に参加させることができる。

2 嘱託研究員は、管理委員会の議を経て、大学が嘱任する。

(委託研修者)

第29条 センターは、学外機関等の委託に基づき、研究調査等の指導および技術の訓練を行うことを目的として、委託研修者を受け入れることができる。

2 委託研修者の受け入れは、管理委員会が決定する。

第8章 センター顧問およびセンター賛助員

(センター顧問)

第30条 センターの運営に関し、助言を得るためにセンター顧問を置くことができる。

2 センター顧問は、管理委員会の議を経て、大学が嘱任する。

(センター賛助員)

第31条 センターの事業に賛同し、援助を申し出た者をセンター賛助員とすることができる。

2 センター賛助員は、管理委員会の議を経て、大学が嘱任する。

第9章 助手および研究助手

(助手)

第32条 センターに理工学術院を本属とする助手若干人を置くことができる。

第33条から第35条まで 削除

(研究助手)

第36条 センターに理工学術院において受け入れた研究助手を置くことができる。

第10章 事務組織

(事務組織)

第37条 このセンターに関する事務組織は、早稲田大学事務組織規則（1987年庶文達第20号の1）をもって別に定める。

第11章 経理

(会計年度)

第38条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第39条 センターの事業費は、大学からの交付金、寄附金、研究補助金、研究調査等の受託収入その

他の収入をもって充てる。

(会計処理)

第40条 センターの会計は、一般会計および特別会計をもって処理する。

2 研究、調査等の受託に係る収支は、特別会計をもって処理し、他は一般会計をもって処理する。

(収支の予算)

第41条 所長は、毎年度の終わりに、次年度の収支予算案を作成し、管理委員会の議を経て、大学の承認を得なければならない。

(収支の決算)

第42条 所長は、毎年5月末日までに、前年度の収支決算書を作成し、管理委員会の議を経て大学の承認を得なければならない。

第12章 発明または著作に関する権利

(発明または著作に関する権利)

第43条 センターにおける研究、調査に基づく発明または著作に関する権利の帰属または利用については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、2007年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 センターに関し、大学院情報生産システム研究科運営委員会が2007年3月31日までになした決議は、第16条に規定する管理委員会がなした決議とみなす。

(任期の特例)

3 この規則施行後最初に嘱任される所長および管理委員（第14条第1項第1号および第2号に規定する者に限る。）の任期は、第8条本文および第15条本文の規定にかかわらず、2008年9月20日までとする。

附 則 [整理] (2009年3月31日規約第08—86号の1)

(施行期日)

この規則は、2009年4月1日から施行する。